

議事要旨(1)改正実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

西川副委員長(専門委員長)及び河本専門研究員より、まず、審議事項(1)「退職給付専門委員会における検討状況」に基づき、これまでの検討の経緯について説明がなされた。続いて、改正実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について、改正の目的と改正箇所(追加となったQ&A)に関する説明があり、公開草案からの大きな修正はなく、公開草案に対するコメント及びその後の専門委員会の議論を受けて若干の修正が行われている旨の説明がなされた。

出席した委員から以下のような発言があった。

(Q11について)

- ・ なお書きの取扱いによって、安易に引当金を全額取り崩すこととならないように、なお書きの文章と前段の文章との間で表現を揃えるなど、もう少し工夫をする必要がある。

(適用時期について)

- ・ 過去の取引を後付けで修正することにもなりかねないので、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用するとした上で、平成19年3月31日以前に開始する事業年度についても早期適用が望ましいとする事務局の代案に賛成である。
- ・ 平成19年3月31日以前に開始する事業年度についても早期適用できることとなっているが、早期適用の開始時期を明確にするため、改正日以降の事業年度から適用することを明記してはどうか。

これらに対して、事務局からは、Q11及び適用時期に関する記載について、字句修正の範囲で修正を行う旨の説明がなされた。

以上の議論の後、字句等の修正は委員長に一任することを前提として、出席委員10名全員の賛成により改正実務対応報告の公表が議決された。

以上